

こ成環第 162 号  
令和 6 年 5 月 1 日

各 都道府県知事 殿  
公 募 団 体

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度「NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業  
(被災したこどもの居場所づくり支援)」の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（被災したこどもの居場所づくり支援）実施要綱」を定め、令和 6 年 5 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知に配慮されたい。

(別紙)

令和6年度「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業  
(被災したこどもの居場所づくり支援)」実施要綱

1 目的

令和6年能登半島地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置等被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体等や、こうした取組をサポートする中間支援団体等、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行うことにより、災害時であってもこどもが居場所を持てるようこどもの居場所づくりを推進する。

2 実施主体

事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 実施主体は、次のいずれかの団体

①都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下「都道府県等」という。）

②社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人

(2) (1)の②に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績がある等良好な運営がなされていることを証する法人

(3) (1)の②に掲げる法人で、過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過している法人

(4) (1)の②に掲げる法人で、被災したこどもの居場所の所在地又は当該居場所を利用する被災したこどもの住所地若しくは居所地の都道府県等から、被災したこどもの居場所づくりに係る連携や協力について、確認を受けた法人

### 3 対象事業

本事業が対象とする事業は次の各号に該当する事業とする。

- (1) NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う被災したこどもの居場所づくりやこどもの居場所づくりを行う民間団体をサポートする中間支援団体に係る事業を対象とする。

※ 本事業は、現行補助金の取組を評価・検証することを目的とするものではない。このため、現行補助金で実施可能であるものについては、新たな検討の視点等がない限り対象とはならない。

※ 教育活動を主たる目的とする事業については対象外とする。

- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業であること。
- (3) こども家庭庁長官が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したもの。
- (4) 次に該当する事業は、対象としない。

- ① 事業内容が趣旨と明らかに異なるもの
- ② 第三者への資金交付を目的とした事業
- ③ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
- ④ 営利を目的とした事業
- ⑤ 補助対象額が50万円に満たない事業（民間団体においては30万円に満たない事業）
- ⑥ 事業内容に比して、過剰な事務・運営経費や一度限りのイベントと解されるようなもの

### 4 事業の実施主体における責務等

- (1) 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と本事業の経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約しなければならないこと。
- (2) 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報等の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 実施主体は、事業が完了した場合には、実施主体自らが事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めること。

### 5 公表

不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人に対し、本事業による補助金の返還を命じる場合は、当該不正行為等の内容その他必要な事項を公表する。ただし、当該不正行為の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。

## 6 その他

- (1) 実施結果については、事業終了後 1 か月を経過した日までに国に報告すること。
- (2) 実施主体においては、(1)に関わらず、実施結果等の事業実施状況について、国からの求めに応じて、適宜報告を行うものとする。

## 7 経費の補助

国は、上記 3 に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。